

◎茨城県人事行政の運営等の状況の公表

茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年茨城県条例第2号）の規定に基づき、茨城県の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和元年 9 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦

第1 地方公務員法第58条の2第1項の規定による茨城県の人事行政の運営の状況

1 職員の任用の状況

(1) 採用・退職者数の状況

ア 採用者数の状況

区 分	H30. 4. 1～H31. 3. 31採用者数（人）				
	試験採用	選考採用	選考採用の内障害者数	再任用	計
一般職員	179	92	9	157	428
教育職員	0	864	2	361	1,225
警察職員	207	2	0	24	233
合 計	386	958	11	542	1,886

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。

※2 教育職員とは、教員をいいます。

※3 警察職員とは、警察官をいいます。

※4 人事交流等による者を除きます。

イ 退職者数の状況

区 分	H30. 4. 1～H31. 3. 31退職者数（人）				
	定年	勸奨	再任用満了	その他	計
一般職員	244	42	106	118	510
教育職員	691	172	210	133	1,206
警察職員	100	15	36	83	234
合 計	1,035	229	352	334	1,950

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。

※2 教育職員とは、教員をいいます。

※3 警察職員とは、警察官をいいます。

※4 人事交流等による者を除きます。

※5 「その他」の欄の数は、自己都合、死亡等により退職した者の数を含みます。

## (2) 職員数の状況

### ア 職員数の状況

区 分	職員数 (人)		
	H30. 4. 1	H31. 4. 1	対前年増減数
一般部門	6,587	6,639	52
教育部門	21,543	22,026	483
警察部門	5,417	5,371	△ 46
合 計	33,547	34,036	489

※1 職員数は、常勤の職員で、休職者・派遣職員を含みます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

### イ 障害者の雇用の状況 (令和元年6月1日現在)

区 分	法定雇用障害者の算定基礎となる職員数 (人)	障害者数 (人)	障害者雇用率 (%)	法定雇用率 (%)
一般部門	5,683	155.0	2.73	2.5
教育部門	16,187	395.5	2.44	2.4
警察部門	638	15.5	2.43	2.5

※1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数をいいます。

※2 「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の合計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとして計上し、精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして計上しています。

※3 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※4 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※5 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

## 2 人事評価の状況（平成30年度）

区 分	概 要
一般部門	<p>地方公務員法第23条の2第1項に基づき、職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力及び挙げた業績を把握したうえで、勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力評価 被評価者の標準的な職に応じた評価項目及び行動並びに着眼点により評価を行う。 (1) 基準日 10月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 業績評価 評価期間の開始に際し、業務に関する目標等果すべき役割を確定させ、目標及び成果水準の達成について評価を行う。 [課長級以上] (1) 基準日 9月30日現在及び3月31日現在 (2) 評価期間 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで [非管理職等] (1) 基準日 2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p>
教育部門	<p>[一般職員] 一般部門に同じ。</p> <p>[教育職員] 地方公務員法第23条の2第1項に基づき、教職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力及び挙げた業績を把握したうえで、勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力面の評価 評価に当たっての着眼点及びその主な具体例により評価を行う。 (1) 基準日 2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 達成度の評価 自己目標を設定し、自己目標の達成度により評価を行う。 (1) 基準日 2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p>
警察部門	<p>地方公務員法第23条の2第1項に基づき、職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力評価 被評価者の標準的な職に応じた評価項目及び行動並びに着眼点により評価を行う。 (1) 基準日 11月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 業績評価 評価期間の開始に際し、業務に関する目標等果すべき役割を確定させ、目標及び成果水準の達成について評価を行う。 (1) 基準日 9月30日及び3月31日現在 (2) 評価期間 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで</p>

※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※3 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

### 3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	茨 城 県		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	330,403 円	416,866 円	42.7 歳 月
技能労務職	320,419	370,977	55.1
小・中学校教育職	359,200	415,670	43.5
高等学校教育職	376,595	443,347	44.5
警察職	321,253	446,287	37.6

※1 給与月額とは、月々支給される給料及び職員手当（期末・勤勉手当、退職手当、寒冷地手当を除く。）の合計額をいいます。

※2 一般行政職とは、警察職・小中学校教員職・高等学校教育職及び技能労務職など以外の職員をいいます。

※3 技能労務職とは、現業職給料表適用者をいいます。

※4 小中学校教育職とは、教育職給料表（三）の適用者をいいます。

※5 高等学校教育職とは、教育職給料表（二）の適用者をいいます。

※6 警察職とは、公安職給料表適用者をいいます。

#### (2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	学 歴	金 額（円）
一般行政職	大学卒	187,200
	高校卒	153,000
技能労務職	高校卒	150,700
	中学卒	141,900
小・中学校教育職	大学卒	209,100
	短大卒	186,700
高等学校教育職	大学卒	209,100
	短大卒	183,900
警察職	大学卒	217,900
	高校卒	181,700

#### (3) 経験年数別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	全学歴	255,627 円	309,290 円	358,036 円
技能労務職	全学歴	-	-	-
小・中学校教育職	全学歴	310,974	359,425	388,846
高等学校教育職	全学歴	317,752	365,044	401,425
警察職	全学歴	290,659	338,710	385,763

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(4) 職員手当の状況（主なもの）（平成31年4月1日現在）

区分	概要						
期末手当 勤勉手当 (H31年度)	期末手当			勤勉手当			
	6月期	1.30月分	(0.725月分)	0.925月分	(0.450月分)		
	12月期	1.30月分	(0.725月分)	0.925月分	(0.450月分)		
	計 2.60月分 (1.45月分)			1.85月分 (0.9月分)			
( ) 内は再任用職員に係る支給割合							
退職手当 (H31年度)	(支給率)	自己都合		勸奨・定年			
	勤続20年	19.6695月分		24.586875月分			
	勤続25年	28.0395月分		33.27075月分			
	勤続35年	39.7575月分		47.709月分			
	最高限度額	47.709月分		47.709月分			
(調整額)							
職員の在職期間のうち、職務の級等が高い方から5年分(60月分)の調整月額(21,700円～78,750円)を合計した額により算出する。							
【その他経過措置】							
定年前早期退職特例措置(45～59歳対象 2%～45%加算)							
地域手当 (H31年4月 1日現在)	支給対象地域	東京都 特別区	小平市	さいたま市 府中市	県内全域	医師, 歯科医師 (全域)	
	支給率	20%	16%	15%	6%	16%	
特殊勤務手当 (H30年度)	代表的な 手当の 名称	手当の名称		支給対象職員		主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		支給額 の多い 手当	1 教員特殊業務手当	小学校等に勤務する職員		学校の管理下において行う緊急の業務で非常災害時の児童, 生徒の保護又は緊急の防災, 復旧の業務等	日額2,250～8,000円
			2 警察業務手当	警察本部, 警察署に勤務する職員		警察職員が行う地域警察, 犯罪の予防若しくは捜査, 警備, 交通事故処理等の業務等	日額250円～5,500円
			3 教育業務連絡指導手当	小学校等に勤務する職員		教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導, 助言に当たる教務主任等の業務	日額200円
			4 夜間特殊業務手当	警察本部, 警察署等に勤務する職員		深夜に正規の勤務として行う地域警察, 犯罪の予防若しくは捜査, 警備, 交通事故処理等の業務等	勤務1回410円～1,100円
	5 県税業務手当		税務課, 県税事務所に勤務する職員		県税に関する業務等	日額320円～740円	
	多くの 職員に 支給さ れてい る手当	1 警察業務手当	警察本部, 警察署に勤務する職員		警察職員が行う地域警察, 犯罪の予防若しくは捜査, 警備, 交通事故処理等の業務等	日額250円～5,500円	
		2 教員特殊業務手当	小学校等に勤務する職員		学校の管理下において行う緊急の業務で非常災害時の児童, 生徒の保護又は緊急の防災, 復旧の業務等	日額2,250～8,000円	
		3 教育業務連絡指導手当	小学校等に勤務する職員		教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導, 助言に当たる教務主任等の業務	日額200円	
		4 夜間特殊業務手当	警察本部, 警察署等に勤務する職員		深夜に正規の勤務として行う地域警察, 犯罪の予防若しくは捜査, 警備, 交通事故処理等の業務等	勤務1回410円～1,100円	
5 解剖作業手当		医療大学付属病院, 警察本部, 警察署に勤務する職員		死体解剖の補助作業(医師以外の職員)	1体につき3,200円 ※1日5,500円限度		
扶養手当 (H31年4月 1日現在)	・配偶者			6,500円 (行政職8級相当以上は3,500円)			
	・子	1人につき		10,000円			
	・配偶者・子以外の扶養親族	1人につき		6,500円 (行政職8級相当以上は3,500円)			
※扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき 5,000円加算							

住居手当 (H31年4月 1日現在)	・借家の場合（家賃12,000円を超える場合に限る。） 家賃の額に応じて27,000円限度に支給
通勤手当 (H31年4月 1日現在)	・電車・バスを利用する場合 6箇月定期の価額を基本として1箇月当たり55,000円まで支給 ・乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,200円～51,000円を支給 ・通勤距離等を勘案し、新幹線、特急、高速道路の利用が認められる場合、その利用に係る料金等の2分の1の額（20,000円(ETCを利用する場合25,000円)を限度）を加算
時間外勤務手当 (H31年4月1 日現在)	正規の勤務時間の外に勤務することを命じられた職員に、その勤務した時間数に応じて1時間当たりの給与額に100分の125から100分の175の範囲内の割合を乗じて得た額

(5) 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

ア 給料・議員報酬等

区 分	給料・議員報酬の月額 (平成31年4月1日現在)	期末手当 (平成31年度支給割合)
知 事	1,340,000 円	6 月 期 1.675 月分  12 月 期 1.675 月分  計 3.35 月分
副知事	1,080,000	
議 長	1,010,000	
副議長	900,000	
議 員	850,000	

イ 退職手当

退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	知 事	給料月額×在職月数×	0.56	36,019,200 円	任期毎
	副知事	給料月額×在職月数×	0.42	21,772,800 円	任期毎

※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額をいいます。

(6) 勤務時間（平成31年4月1日現在）

ア 一般職員の勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 一般職員の休憩時間 午後零時から午後1時まで

※特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、上記とは異なります。

(7) 休暇（平成31年4月1日現在）

年次休暇	1月1日に在職する職員に対して、1年につき20日
療養休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間（上限90日）
特別休暇	<p>職員が下記の事由等により勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間</p> <p>ア 災害により交通が遮断された場合等          イ 災害により現住居が滅失又は破壊された場合          ウ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合          エ 出産する場合          オ 配偶者が出産する場合          カ 生後満1年6月に達しない子を育てる場合          キ 義務教育終了前の子、父母及び配偶者等を看護する場合          ク 生理のため勤務することが困難な場合          ケ 親族が死亡した場合          コ 結婚する場合          サ 骨髄移植のための骨髄提供を行う場合          シ 成分献血を行う場合          ス 永年にわたって勤続した場合          セ 自発的に報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合          ソ 夏季において心身の鍛練・元気回復を図る場合          タ 親族を介護する場合</p>

#### 4 職員の休業及びサービスの状況

##### (1) 育児休業承認状況

育児休業の承認期間の状況（平成30年度の新規承認者）

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
一般部門	115	13	43	25	15	5	14
教育部門	372	9	47	84	75	66	91
警察部門	47	4	5	7	9	3	19
合 計	534	26 (4.9%)	95 (17.8%)	116 (21.7%)	99 (18.5%)	74 (13.9%)	124 (23.2%)

※1 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条に基づき、3歳に満たない子を養育する職員は、その子が満3歳に達する日まで育児休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、育児休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 ( )内の数字は、育児休業取得者数に占める割合です。

##### (2) 自己啓発等休業の承認期間の状況（平成30年度の新規承認者）

区 分	自己啓発等休業 取得者数 (人)	自己啓発等休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下
一般部門	2	1	0	1
教育部門	1	0	1	0
警察部門	0	0	0	0
合 計	3	1 (33.3%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)

※1 地方公務員法第26条の5に基づき、職員は、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行うため、3年を限度に自己啓発等休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、自己啓発等休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 ( )内の数は、自己啓発等休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(3) 配偶者同行休業の承認期間の状況（平成30年度の新規承認者）

区 分	配偶者同行休業 取得者数 (人)	配偶者同行休業承認期間ごとの内訳 (人)		
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下
一般部門	1	0	0	1
教育部門	1	0	1	0
警察部門	0	0	0	0
合 計	2	0 (0%)	1 (50%)	1 (50%)

※1 地方公務員法第26条の6に基づき、職員は、外国に勤務等をする配偶者と生活を共にするため、3年を限度に配偶者同行休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、配偶者同行休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 ( ) 内の数は、配偶者同行休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(4) 大学院修学休業の承認期間の状況（平成30年度の新規承認者）

区 分	大学院修学休業 取得者数 (人)	大学院修学休業承認期間ごとの内訳 (人)		
		1年間	2年間	3年間
教育部門	1	0 (0%)	1 (100%)	0 (0%)

※1 教育公務員特例法第26条に基づき、公立の小学校等の教諭等は、大学院の課程等に在学してその課程を履修するため、3年を超えない範囲内で年を単位として大学院修学休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、大学院修学休業の期間中は支給されません。

※2 教育部門は、県立学校、小中学校等に勤務する教諭等をいいます。

※3 ( ) 内の数は、大学院修学休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(5) 介護休暇の承認期間の状況（平成30年度の新規承認者）

区 分	介護休暇 取得者数 (人)	介護休暇承認期間ごとの内訳 (人)					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
一般部門	5	3	1	0	1	0	0
教育部門	22	9	2	3	3	0	5
警察部門	0	0	0	0	0	0	0
合 計	27	12 (44.4%)	3 (11.1%)	3 (11.1%)	4 (14.8%)	0 (0%)	5 (18.5%)

※1 他に介護する者がいない疾病、負傷その他の事由により常時介護を必要とする配偶者、一親等の親族又は生計を一にする親族を介護する場合、職員は、90日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間介護休暇を取得することができます。給与（給料及び諸手当）は、介護休暇を取得した期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 ( ) 内の数は、介護休暇承認者合計数に占める割合を表しています。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成30年度）

区 分		降 給	降 任	休 職	免 職	合 計
①勤務実績が良くない場合	一般部門	/	0	/	0	0
	教育部門	/	0	/	0	0
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	0	/	0	0
②心身の故障の場合 (職員の精神又は肉体に故障があり職務に支障を生じる場合)	一般部門	/	0	174	0	174
	教育部門	/	0	273	0	273
	警察部門	/	0	84	0	84
	小 計	/	0	531	0	531
③職に必要な適格性を欠く場合 (素質、能力、性格等に基 因してその職務の円滑な遂 行に支障がある場合)	一般部門	/	0	/	0	0
	教育部門	/	0	/	0	0
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	0	/	0	0
④職制、定数の改廃、予算 の減少により廃職、過員を 生じた場合	一般部門	/	0	/	0	0
	教育部門	/	0	/	0	0
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	0	/	0	0
⑤刑事事件に関し起訴され た場合	一般部門	/	/	1	/	1
	教育部門	/	/	0	/	0
	警察部門	/	/	0	/	0
	小 計	/	/	1	/	1
⑥条例で定める事由による場 合 (大学等において職務の遂行 に関連がある上位の資格取得 や調査、研究に従事する場合 又は災害により生死不明又は 所在不明となった場合)	一般部門	/	/	0	/	0
	教育部門	/	/	0	/	0
	警察部門	/	/	0	/	0
	小 計	/	/	0	/	0
合 計	一般部門	0	0	175	0	175
	教育部門	0	0	273	0	273
	警察部門	0	0	84	0	84
	小 計	0	0	532	0	532

※1 分限処分とは、公務の能率の維持の目的から、勤務成績が良くない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、職員の意に反して降任又は免職等の処分をすることをいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

## (2) 懲戒処分者数（平成30年度）

区 分		戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
①給与・任用に関する不正 （諸給与の不正領得の場合等）	一般部門	0	1	0	0	1
	教育部門	0	0	0	0	0
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	1	0	0	1
②一般服務違反関係 （職務命令違反，守秘義務違反の場合等）	一般部門	0	0	1	0	1
	教育部門	4	2	1	6	13
	警察部門	0	0	1	0	1
	小 計	4	2	3	6	15
③一般非行関係 （傷害・暴行の刑法違反の場合等）	一般部門	0	1	0	2	3
	教育部門	0	1	2	1	4
	警察部門	0	3	0	0	3
	小 計	0	5	2	3	10
④収賄等関係	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
⑤道路交通法違反	一般部門	0	1	0	1	2
	教育部門	0	1	0	1	2
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	2	0	2	4
⑥管理監督責任	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	0	12	0	0	12
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	12	0	0	12
合 計	一般部門	0	3	1	3	7
	教育部門	4	16	3	8	31
	警察部門	0	3	1	0	4
	小 計	4	22	5	11	42

※1 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることをいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

6 再就職状況

区分	再就職者の氏名	離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位
一般部門	田中 豊明	会計管理者	H29.3.31	H30.8.1	日本赤十字社茨城県支部	災害救護活動、ボランティアの育成等	事務局長
	大塚 毅	県央農林事務所経営・普及部門長	H30.3.31	H31.4.1	エアージャパンサポート	ドローンによる空撮、農業散布、教育等	代表
	吉川 則夫	県北県民センター環境・保安課副参事	H31.3.31	H31.4.1	(公財)茨城県総合健診協会	各種健診事業等	茨城県立健康プラザ副管理者兼管理部長
	市村 進	県南県民センター次長兼県民福祉課長	H31.3.31	H31.4.1	(社福)二十一世紀会	障害者支援	本部事務局長兼施設長
	平塚 弘之	県西県民センター長	H31.3.31	H31.4.1	(公財)茨城県開発公社	施設運営・管理、工業団地造成等	専務理事兼事務局長
	郡司 則久	水戸県税事務所長	H31.3.31	R1.6.1	(一社)茨城県高圧ガス保安協会	高圧ガスによる災害事故防止に関する事業等	専務理事
	藤田 高治	行方県税事務所長	H31.3.31	H31.4.1	(一財)消防試験研究センター	消防に関する試験の実施等	茨城県支部長
	木村 憲寿	政策企画部次長	H31.3.31	R1.7.1	(株)ひたちなかテクノセンター	テナント運営、人材育成、企業支援	代表取締役専務
	小又 行裕	情報システム課長	H31.3.31	H31.4.1	(公社)茨城県測量・建設コンサルタント協会	測量設計に関する調査研究、測量設計業務の改善等	事務局長
	大森 信樹	政策企画部参事兼統計課長	H31.3.31	R1.6.1	(医)白帆会 小川南病院	医療業	事務長
	飛田 剛利	県立消防学校長	H31.3.31	R1.5.30	(一社)茨城県消防設備協会	消防用設備等の工事、整備及び保守業務の適正かつ円滑な実施の推進	常務理事
	石川 真澄	保健福祉部次長	H31.3.31	H31.4.1	(社福)恩賜財団済生会龍ヶ崎済生会病院	医療業	次長兼総務課長
	松本 敏明	厚生総務課付	H31.3.31	H31.4.1	(公社)茨城県シルバー人材センター連合会	シルバー人材センターに対する指導、助言等	総務課長
	小林 雅枝	保健福祉部技監兼疾病対策課長	H31.3.31	H31.4.1	(公社)茨城県薬剤師会	薬事衛生の普及・啓発等	専務理事
	前田 亨	保健福祉部技監兼生活衛生課長	H31.3.31	H31.4.2	水戸市	市勢発展	保健福祉部技監(特定任期付職員)
	櫻井さつき	水戸保健所次長兼衛生課長	H31.3.31	H31.4.1	(公財)茨城県生活衛生営業指導センター	生活衛生関係営業の経理、税務等の経営相談指導	専務理事
	松本 敦子	水戸保健所地域保健調整監兼保健指導課長	H31.3.31	H31.4.1	(公財)茨城県総合健診協会	各種健診事業等	茨城県立健康プラザ健康づくり情報部長
	三根 廣美	鉾田保健所副参事兼次長兼総務課長	H31.3.31	H31.4.1	(社福)恩賜財団済生会支部茨城県済生会	社会福祉事業、医療業	参事
	大石 通恵	潮来保健所技佐兼次長兼衛生課長	H31.3.31	H31.4.1	学校法人常磐大学	教育業	特任教授
	海老沢聡幸	龍ヶ崎保健所副参事兼次長兼総務課長	H31.3.31	H31.4.1	(社福)恩賜財団済生会神栖済生会病院	医療業	医事課 病歴管理室長
	池田 良明	衛生研究所長	H31.3.31	H31.4.1	(株)大正堂	動物用医薬品の販売	管理薬剤師
	荒井 正徳	福祉相談センター長	H31.3.31	H31.4.1	(社福)関縄会 特別養護ホームまごころの杜	社会福祉事業	事務局長
	中島 貞子	県立中央看護専門学校長	H31.3.31	R1.6.20	(公社)茨城県看護協会	看護職の質向上に関する事業等	常任理事
	榎田 浩司	農林水産部長	H31.3.31	R1.6.27	(公財)茨城県総合健診協会	各種健診事業等	専務理事
	根本 力	農林水産部農地局長	H31.3.31	H31.4.1	茨城県土地改良事業団体連合会	土地改良事業の推進等	専務理事
	古宇田 卓	農林水産部参事兼農業経営課長	H31.3.31	H31.4.1	日本赤十字社水戸赤十字病院	医療業	事務部長
	潮田 元男	県央農林事務所長	H31.3.31	H31.4.1	(株)常陽銀行	金融業	囑託
	石川 賢二	県央農林事務所経営・普及部門長	H31.3.31	H31.4.1	(公社)茨城県農林振興公社	農地中間管理事業、新規就農支援等	園芸種苗センター副センター長(囑託)
	綿引 健夫	県南農林事務所企画調整部門振興・環境室長	H31.3.31	H31.4.1	林業技術センター	林業技術の普及指導	非常勤囑託職員
	白土 裕司	県西農林事務所長	H31.3.31	H31.4.1	(医)新生会 介護老人保健施設八郷プロバンス	社会福祉事業	事務長
	永田 裕	畜産センター長	H31.3.31	R1.5.31	(株)茨城県中央食肉公社	食肉市場の開設運営、肉畜のと畜解体	代表取締役副社長
	浅野 博之	畜産センター副センター長	H31.3.31	R1.5.24	(一社)茨城県配合飼料価格安定基金協会	配合飼料価格の変動に伴う畜産経営者の損失補填業務	常務理事

鈴木 要至	農業総合センター長	H31.3.31	R1.6.28	(一社)茨城県農業会議	市町村農業委員会の連絡調整・支援等	専務理事
渡邊 健	農業総合センター農業研究所長	H31.3.31	H31.4.1	(株)ポテトかいつか	サツマイモに関する技術開発研究等	研究開発部長
渡邊 健	農業総合センター農業研究所長	H31.3.31	H31.4.1	東京大学大学院農学生命科学研究科植物医学研究室	植物病院における植物病の診断等	特任教授
大森 明	水産試験場技佐兼内水面支場長	H31.3.31	H31.4.1	(公財)茨城県栽培漁業協会	魚貝類種苗の生産、放流、育成等	事務局長
伊藤 敦史	土木部長	H31.3.31	H31.4.1	(株)茨城ポートオーソリティ	茨城港区の管理業務、航路誘致などの港湾振興業務等	代表取締役社長
大山登志彦	土木部技監(総括)	H31.3.31	H31.4.1	茨城県土地開発公社	公共用地の先行取得等	副理事長
大山登志彦	土木部技監(総括)	H31.3.31	H31.4.1	(公財)茨城県開発公社	施設運営・管理、工業団地造成等	常務理事
高橋 宗徳	監理課付	H31.3.31	H31.4.1	(社福)木屋会 特別養護老人ホームはぎの郷	社会福祉事業	理事兼施設長
横田喜一郎	土木部技監兼検査指導課長	H31.3.31	H31.4.1	共和コンクリート工業(株)	土木建築用コンクリート製品の製作並びに販売業	理事
鈴木 真司	検査指導課首席検査監	H31.3.31	H31.4.1	鹿島都市開発(株)	ホテル業及び不動産業等	取締役
横田 弘紀	検査指導課首席検査監	H31.3.31	H31.4.1	茨城県コンクリート製品協同組合	組合員のための協同事業	専務理事
柳澤 晃宏	土木部技監兼道路維持課長	H31.3.31	H31.4.1	(一財)茨城県建設技術管理センター	建設材料の品質試験及び調査研究等	常務理事
小林 一洋	土木部技監兼河川課長	H31.3.31	H31.4.1	(株)長大	建設コンサルタント業	つくば支店理事
渡辺 紀之	土木部技監兼都市局都市計画課長	H31.3.31	H31.4.1	(株)オリエンタルコンサルタンツ	建設コンサルタント業	参与
池田 久	都市整備課長	H31.3.31	H31.4.1	(株)URリンケージ	まちづくり、都市再生事業のコンサルディング、発注者支援等	都市整備本部企画営業部 技術顧問
海老沢和雄	土木部技監兼都市局建築指導課長	H31.3.31	H31.4.1	(一財)茨城県住宅管理センター	公営住宅等の管理に関する業務	理事長
田口 康夫	建築指導課県央建築指導室副参事	H31.3.31	H31.4.1	(一財)茨城県環境保全事業団	環境対策支援、廃棄物処理事業	副参事
肥高 孝之	水戸土木事務所長	H31.3.31	H31.4.1	(一財)茨城県建設技術管理センター	建設材料の品質試験及び調査研究等	専務理事
小杉 俊一	土浦土木事務所長	H31.3.31	R1.6.14	筑波都市整備(株)	商業施設、公共公益施設等の管理運営等	常務取締役
内木二三男	土浦土木事務所つくば支所長	H31.3.31	H31.4.1	明治コンサルタント(株)	建設コンサルタント業	参与
渡辺 功	土木部技監兼城西土木事務所長	H31.3.31	H31.4.1	(株)茨城ポートオーソリティ	茨城港区の管理業務、航路誘致などの港湾振興業務等	取締役執行役員兼企画・港湾振興室長
西野 清敬	高萩工事事務所長	H31.3.31	H31.4.1	ニチレキ(株)関東支店	土木用資材の製造及び道路舗装工事	参事
西野 清敬	高萩工事事務所長	H31.3.31	H31.4.1	日麗道路(株)	土木用資材の製造及び道路舗装工事	技術部長
茂田 義巳	龍ヶ崎工事事務所長	H31.3.31	H31.4.1	京葉シビルエンジニアリング(株)	建設コンサルタント業	技師長
瀬川 潔	境工事事務所長	H31.3.31	H31.4.1	(公財)茨城県開発公社	施設運営・管理、工業団地造成等	参与
野口 英之	茨城港湾事務所技佐兼日立港区事業所長	H31.3.31	H31.4.1	茨城県道路公社	有料道路、駐車場の管理業務等	調査役
柴崎 太郎	国体・障害者スポーツ大会局次長	H31.3.31	H31.4.1	(株)ひたちなかテクノセンター	テナント運営、人材育成、企業支援	総務・研修部長
角田 英樹	会計管理者	H31.3.31	R1.6.28	鹿島臨海鉄道(株)	旅客鉄道事業及び貨物鉄道事業	代表取締役副社長
河田 英介	人事委員会事務局長	H31.3.31	H31.4.1	(社福)愛正会 茨城福祉医療センター	社会福祉事業、医療業	渉外部長
茅根 継雄	企業局次長	H31.3.31	H31.4.1	(公財)茨城県企業公社	浄水場の運転管理及び保守点検業務等	業務課施設管理監
久野八州男	県西水道事務所技佐兼新治浄水場長	H31.3.31	H31.4.1	(公財)茨城県企業公社	浄水場の運転管理及び保守点検業務等	副参事兼阿見事業所長
田村 照悟	病院局理事兼局長	H31.3.31	H31.4.1	北茨城市民病院	医療業	副院長兼事務部長
高山 豊	県立中央病院副院長	H31.3.31	H31.4.1	(医)弘仁勝和会 ふじよした勝和クリニック	医療業	院長(管理者)
植草 義史	県立中央病院副院長	H31.3.31	H31.4.1	北茨城市民病院	医療業	病院長
高麗美智子	県立中央病院看護局総看護師長	H31.3.31	H31.4.1	(社福)恩賜財団済生会茨城県立こども病院	医療業	看護局長

	大島 高子	県立中央病院医療局医療技術部長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	(医)愛宣会 ひたち医療センター	医療業	栄養科長
	沼尻 信子	県立こころの医療センター看護局長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	(医)清風会 ホスピタル板東	医療業	副院長・看護部担当
教育部門	志田 晴美	総務企画部長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	(公財)茨城県教育財団	教育財団の管理・運営	副理事長
	小沼 公道	参事	H31. 3. 31	H31. 4. 1	(公財)茨城県教育財団	水戸生涯学習センターの管理・運営	水戸生涯学習センター所長
	古田土 伸男	教育庁付	H31. 3. 31	H31. 4. 1	(NPO)ひと・まちなつとわーく	県南生涯学習センターの総括	県南生涯学習センター次長兼管理課長
	横田 和巳	水海道第一高等学校長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	(学)開智学園	学校経営	開智望中等教育学校準備室室長兼校長代理
	佐藤 さゆり	真壁高等学校長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	(社福)茨城県社会福祉協議会	地域福祉活動と自立支援等	嘱託員
	山崎 美樹	土浦湖北高等学校長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	(学)東京聖徳学園	AD入試研究センターにおける業務	聖徳大学教授
	直江 克也	太田第一高等学校長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	茨城県学校保健会	学校保健学校安全の推進・支援	事務局長
	木口 邦夫	牛久高等学校長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	(学)霞ヶ浦学園	学校運営	つくば国際大学高等学校副校長
	秋葉 和洋	下妻第一高等学校長	H30. 3. 31	H31. 4. 1	(学)沼田学園	保育・幼児教育	阿見認定こども園園長
	落合 幸雄	下妻特別支援学校長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	(社福)共生社	福祉事業	管理者代理
	山口 忍	協和特別支援学校長	H30. 3. 31	H31. 4. 1	結城特別支援学校	教育に関する業務	常勤講師
	高橋 俊英	下館工業高等学校長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	茨城新聞社	NIEの推進に伴う業務	地域連携室NIE事務局
	足立 仁一	竹園高等学校長	H31. 3. 31	H31. 4. 2	牛久栄進高等学校	教育に関する業務	非常勤講師
	警察部門	大浦 光幸	総務統括官	H31. 3. 31	R1. 6. 7	(一社)茨城県交通安全協会	交通安全対策事業
鷹巣 正則		刑事部組織犯罪対策統括官	H31. 3. 31	R1. 7. 1	(一社)茨城県安全運転管理協会	交通安全対策事業	専務理事
益子 正寛		土浦警察署長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	(株)たいよう共済	制度保険及び各種損害保険の代理店業務	茨城支店副支店長
郡司 文夫		警備部参事官兼公安課長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	新安全警備保障(株)	警備業	顧問
菊池 孝		監察官	H31. 3. 31	H31. 4. 1	結城信用金庫	金融業	チーフアドバイザー
市毛 哲		科学捜査研究所長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	イオンモール(株)	総合小売業	渉外部長
吉成 孝男		大宮警察署長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	総合警備保障(株)	警備業	常勤参与
西野 智子		大子警察署長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	全国共済農業協同組合連合会	損害保険業	茨城県本部顧問
塩谷 能一		行方警察署長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	自動車安全運転センター	安全運転研修業務等	茨城県事務所課長
秋葉 勇		筑西警察署長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	日鉄ビジネスサービス鹿島(株)	警備業	主幹
斉藤 直樹		古河警察署長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	東京海上日動火災保険(株)	損害保険業	環境整備担当サービス主任
吉田 武		交通指導課管理官	H31. 3. 31	H31. 4. 1	イオンリテール(株)北関東カンパニー	総合小売業	保安マネージャー
加藤木 幸生		警察学校副校長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	(株)たいよう共済	制度保険及び各種損害保険の代理店業務	茨城支店次長
箱森 稔		会計課長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	安全運転中央研修所	安全運転研修業務等	会計課長
富田 洋司		厚生課長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	(一財)茨城県交通安全協会	交通安全対策事業	茨城県自動車学校校長
谷津 広		情報管理課長	H31. 3. 31	H31. 4. 1	(一社)茨城県安全運転管理協会	交通安全対策事業	事務局長

※1 再就職者とは、職員の退職管理に関する条例(平成28年茨城県条例第6号)第3条に基づく届出をH30. 8. 1~R1. 7. 31に行った者をいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

## 7 職員の研修の状況（平成30年度）

職員に対する主な研修は、「自治研修所」、「教育研修センター」及び「警察学校」で行われている。

区分	概要	受講者数（延べ）
一般職員	職務の遂行に必要な知識と技能を修得するための一般研修（職層ごと）と職務の遂行に必要な能力・資質等を向上させることを目的とした特別研修を自治研修所において行っている。 一般研修は、新規採用職員研修、主事・技師研修等10課程を実施し、特別研修は、政策立案のための情報活用力向上講座、やる気アップ公開セミナー等29講座を実施した。	2,701人 ※修了者数
教育職員	職務上又は本人の希望に基づいて、経験年数、職能、担当教科等を踏まえ、教職員としての専門的資質の向上を図ることを目的とした研修を教育研修センターで行っている。 基本研修28講座、専門研修65講座、特別研修として長期研修（内地留学）・スキルアップ研修・指導改善研修を実施した。	30,026人
警察職員	警察学校において、各級警察職員の資質、能力の向上のため、採用時、昇任時に教養を実施し、また、執行力の強化を目的とし専門的な知識と技能を修得させるための各種教養を実施している。 ※昇任時教養については、警察大学校及び関東管区警察学校を含む。	1,703人

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。

※2 教育職員とは、教員をいいます。

※3 警察職員とは、警察官をいいます。

## 8 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の福利（平成30年度）

地方公務員法第42条の規定に基づき、心身ともに健康であり職務遂行が安心してできる組織環境を構築していくため、県・共済組合・互助団体により職員の健康管理、福利厚生等の事業を計画的に実施している。

区分	事業	実施項目	参加者数又は受診者数	事業主体
一般部門	ライフプラン確立の支援	ライフプランセミナーの開催(年1回開催)	205人	県
		ライフプラン講習会の開催(年4回開催)	119人	県
		ライフプラン相談の実施	266人	県
	健康保持・増進の支援	健康づくり教室の開催(年2回開催)	23人	県・共
	各種健康診断の実施	定期健康診断	3,515人	県
		特定年齢(45歳)心とからだの健康診断	148人	県
		胸部精密検査	0人	県
		要指導者・要観察者健康診断	0人	県
		特殊業務従事者健康診断	145人	県
		VDT作業従事者健康診断	5,339人	県
		人間ドック検診	2,482人	県・共
		婦人科検診(乳がん)	148人	県
		婦人科検診(子宮がん)	156人	県
		胃部検診	330人	県
		大腸がん検診	378人	県
		腹部超音波検診	255人	県
		退職予定者検診	111人	県・共
		健康相談・指導	976人	県
	歯科相談・指導	79人	県	
	メンタルヘルスケアの実施	精神保健相談	2,853人	県
		メンタルヘルス研修会の開催(年1回)	200人	県
	元気回復事業の実施	職員球技大会(教育部門含む)	—	県・共
	福利厚生施設の整備・利用促進	職員住宅の管理	—	県
職員駐車場の管理・運営(教育・警察部門含む)		—	県	
職員厚生棟の管理・運営(教育・警察部門含む)		—	県	
教育部門	ライフプラン確立の支援	ライフプラン講習会の開催(年3回開催)	193人	県・共・互
	各種健康診断の実施	定期健康診断	3,275人	県
		特定年齢健康診断	271人	県
		VDT作業従事者健康診断	654人	県
		B・C型肝炎検査	0人	県
		人間ドック健診	15,526人	県・共・互
		脳ドック健診	441人	共・互
		胃部健診	61人	県
		大腸がん検診	74人	県
	退職予定者健診	595人	県・共・互	
	メンタルヘルスケアの実施	精神保健等相談	918人	県
		教育庁等新任職員メンタルヘルス講習会の開催	49人	県
		教育庁等職員メンタルヘルス講習会の開催	25人	県
		メンタルヘルスガイドブックの配付	1,030人	県
		教育庁等職員ストレスチェック事業	8,348人	県
	福利厚生施設の整備・利用促進	教職員住宅の管理	—	県
	ライフサイクルプラン確立の支援	ライフサイクルプラン研修会(35・45・55歳対象:7回)	392人	県・共・互
ライフサイクルプラン研修会(新婚者対象:3回)		149人	県・共・互	

警察部門		ライフサイクルプラン研修会（採用5年目対象：3回）	208人	県・共・互
	健康保持・増進の支援	食生活の教養講座	570人	県・共
		生活習慣改善等セミナー	795人	県・共
		定期健康診断	3,587人	県・共
	各種健康診断の実施	人間ドック	1,838人	県・共
		脳ドック	58人	県・共・互
		深夜業従事者健康診断	1,443人	県
		特殊業務従事者健康診断（水難救助部隊員等）	306人	県
		胃がん検診	436人	県
		大腸がん健診	723人	県
		メンタルヘルスケアの実施	メンタルヘルス教養講座	545人
	部外カウンセリング		16人	県
	健康相談等	健康相談（健康管理医）	1,111人	県
		健康相談・保健栄養指導（保健師）	1,594人	県

※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※3 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

（注）県が実施主体となっている各種事業について報告願います。

## (2) 公務災害認定件数（平成30年度）

### 職種別認定件数及び災害発生率

区 分	認定件数	発生率（件／千人）
一般部門	40	5.96
教育部門	70	2.81
警察部門	74	13.83
合 計	184	4.98

※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※3 警察部門は、警察本部、警察署などに勤務する職員をいいます。

第2 地方公務員法第58条の2第2項の規定による茨城県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

ア 試験の実施状況

(ア) 大学卒業程度試験

- a 期 日 第1次試験 平成30年6月24日  
 第2次試験 平成30年7月17日～8月10日

b 試験結果

職 種	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)	
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)		
県 職 員	事 知事等	75	663	503	197	180	99	5.1
	務 警 察	7	65	44	18	17	6	7.3
	電 気	1	19	12	5	5	2	6.0
	機 械	2	19	13	7	7	3	4.3
	土 木	23	63	49	40	36	28	1.8
	建 築	2	18	16	6	5	3	5.3
	化 学	4	34	26	13	12	5	5.2
	薬 剤 師	5	11	9	9	8	5	1.8
	管理栄養士	3	41	30	9	9	3	10.0
	農 業	11	44	37	28	24	14	2.6
	農 業 土 木	6	9	8	7	7	6	1.3
	畜 産	3	20	17	9	9	4	4.3
	林 業	5	14	11	9	8	6	1.8
	水 産	2	10	10	7	7	3	3.3
	獣 医 師	7	6	5	5	5	3	1.7
	福 祉	7	24	19	17	17	8	2.4
心 理	2	14	8	6	4	3	2.7	
計	165	1,074	817	392	360	201	4.1	

(イ) 高校卒業程度試験

- a 期 日 第1次試験 平成30年9月23日  
 第2次試験 平成30年10月10日, 17日～25日

b 試験結果

職 種	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)	
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)		
県 職 員	事 知事等	23	218	197	73	61	31	6.4
	務 警 察	5	54	47	15	14	8	5.9
	電 気	1	3	3	2	2	1	3.0
	土 木	1	5	5	2	2	2	2.5
	農 業	1	7	7	3	3	1	7.0
小 計	31	287	259	95	82	43	6.0	
小 職 中 事 学 務 校 員	10	144	125	30	28	13	9.6	
合 計	41	431	384	125	110	56	6.9	

(ウ) 特別試験

- a 期 日 第1次試験 平成31年1月6日  
第2次試験 平成31年1月30日

b 試験結果

実施方法	職 種	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)
			応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
採用試験	土 木	3	9	7	3	3	1	7.0
	化 学	1	13	9	3	3	1	9.0
	農業土木	2	6	5	3	3	2	2.5

(エ) 警察官採用試験 (A (第1回))

- a 期 日 第1次試験 平成30年5月13日  
第2次試験 平成30年6月2日, 3日, 7月2日~6日

b 試験結果

試験区分	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
男性A	77	512	407	240	229	107	3.8
女性A	13	162	121	65	47	17	7.1
計	90	674	528	305	276	124	4.3

(オ) 警察官採用試験 (A (第2回), B)

- a 期 日 第1次試験 平成30年9月16日  
第2次試験 平成30年10月13日, 14日, 11月13日~16日

b 試験結果

試験区分	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
男性A	13	175	106	42	40	15	7.1
女性A	3	53	31	14	13	5	6.2
計	16	228	137	56	53	20	6.9
男性B	61	301	229	138	130	57	4.0
女性B	10	105	66	35	34	12	5.5
計	71	405	295	173	164	69	4.3

(2) 選考  
ア 採用選考

		人員 (人)	内 容
知事 部局	部 長 級	2	土木 1, 医師 1
	課 長 級	3	事務 2, 土木 1
	課 長 補 佐 級	9	事務 8, 看護師 1
	係 長 級	9	医師 1, 事務 3, 電気 1, 農業 1, 林業 1, 水産 1, 福祉 1
	主任・主事・技師級	17	事務 10, 機械 1, 福祉 2, 職業訓練指導員 1, 獣医師 3
	小 計	40	
教育 委員会	部 長 級	1	事務 1
	課 長 級	6	事務 6
	課 長 補 佐 級	25	事務 22, 文化財主事 3
	係 長 級	5	事務 5
	主任・主事・技師級	3	学芸員 (近代美術) 1, 学芸員 (近代工芸) 1, 文化財主事 (埋蔵文化財) 1
	小 計	40	
警察 本部	警 視	5	
	警 部	10	
	警 部 補	4	
	巡 査 部 長	9	
	巡 査 長	13	
	巡 査 長 補 佐	1	
	課 長 補 佐	1	無線技術士 1
	係 長	1	事務 1
主任・主事・技師級	2	建築士 2	
	小 計	46	
病院 局	部 長 級	-	
	係 長 級	11	医師 10, 看護師 1
	主任・主事・技師級	-	
	小 計	11	
	合 計	137	

(注)・上記の人員は合格者数である。

・任命権者に選考の実施を委託したものは除く。

イ (身体) 障害者を対象とした採用選考

(ア) 期 日 平成 30 年 10 月 21 日, 11 月 11 日 (第 1 回 身体障害者のみ)

平成 31 年 1 月 20 日, 1 月 28 日 (第 2 回)

(イ) 選考結果

	職 種	採用予定 人 (人)	応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (B) (人)	競争率 (A)/(B) (倍)
第 1 回	事務 (知事等)	9 名程度	11	10	4	2.5
	事務 (警察)	2 名程度	-	-	-	-
	小中学校事務	1 名程度	2	1	0	-
第 2 回	事務 (知事等)	11 名程度	51	44	9	4.9
	小中学校事務	1 名程度	2	2	0	-
	計	24 名程度	66	57	13	4.4

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成30年10月12日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し職員の給与等について報告し、併せて、給与の改定について勧告した。その要旨は、次のとおりである。

### (1) 平成30年4月の公民較差等

- ・ 民間給与との比較

#### ア 月例給

民間	職員	較差
384,043円	383,412円	631円 (0.16%)

#### イ ボーナス（支給月数）

民間	職員	差
4.46月	4.40月	0.06月

### (2) 給与勧告及び報告の内容

#### ア 職員の給与

##### (ア) 公民較差等に基づく給与改定

###### a 給料表

- ・ 行政職給料表：若年層に重点を置きつつ、高齢層も含めて水準を引上げ（平均改定率0.2%）
- ・ その他の給料表：行政職給料表との均衡を基本に水準を引上げ

###### b 初任給調整手当

支給限度額を国に準じて引上げ

###### c ボーナス

- ・ ボーナスの支給月数の引上げ（4.40月→4.45月：0.05月分）
- ・ 引上げ分は国に準じて勤勉手当に配分

##### (イ) 宿日直手当の改定

支給限度額を国に準じて引上げ

##### (ウ) その他

給料の調整額及び特殊勤務手当については、国及び他の都道府県の動向等並びに勤務環境の変化等を考慮し、見直しの検討を進める必要がある。

#### イ 公務の運営

##### (ア) 人材の確保及び育成

###### a 人材の確保

任命権者と連携しながら、大学等における説明会やSNS等を活用し、県の仕事の魅力ややりがい、男女共に働きやすい職場環境づくりの取組などの広報に、引き続き取り組む必要がある。

昨年度から本格的に実施した社会人採用選考について、引き続き取り組む必要がある。

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、その取組を推進するとともに、障害者が働きやすい環境づくりに取り組む必要がある。

###### b 人材の育成

任命権者においては、組織の活力を最大限に高めるため、職員の資質向上と意識改革につながるよう引き続き人材の育成に取り組む必要がある。

女性職員がその能力を十分に発揮できるよう、キャリア形成の支援や積極的な登用に引き続き取り組む必要がある。

c 成績主義の原則に基づく人事管理

公正性・透明性が高く、実効性のある人事評価制度とするには、職員の能力や実績を適切に評価するとともに、評価結果に基づく指導・助言を通じて、職員の意欲の向上や人材育成に努めることが重要である。

評価結果に関する苦情への的確な対応を図ることも必要である。

(イ) 働き方改革と勤務環境の整備等

a 長時間労働の是正の取組

民間労働法制の改正が行われたことも踏まえ、地方公務員においても更なる取組が求められている。

過重労働の是正に向けて、マネジメント強化、業務合理化等を進めているところであるが、これらの取組を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合にあっては、業務量に応じた要員が確保される必要がある。

b 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

(a) 仕事と家庭の両立支援

本県では、本年4月から、時差出勤制度を拡充し、テレワークを本格的に導入したところであり、引き続きその利用状況等の検証を行い、多様で柔軟な働き方が可能となる勤務環境を整備していく必要がある。

各種制度の活用には、職場の理解と利用しやすい環境の整備が重要であることから、引き続き、職員に対する周知や啓発を行う必要がある。

(b) 心の健康づくりの推進

メンタル疾患に伴う長期病休者数が多いことから、ストレスチェック制度の効果的な活用により、職場環境の課題を的確に把握し、改善措置を講ずるなど、職員の心の健康づくりに努める必要がある。

(c) ハラスメント防止対策

職員の勤労意欲の向上や心身の健康、良好な勤務環境を実現するために、引き続きハラスメント防止に係る取組を進める必要がある。

(ウ) 高齢層職員の能力及び経験の活用

国の動向を注視しながら、定年引上げに関して人事管理や給与制度全般にわたり課題を整理し、対応していく必要がある。

(エ) 会計年度任用職員制度の導入

任命権者においては、制度が円滑に導入されるよう、平成32年4月の改正法の施行に向け、条例等の整備やその他所要の準備を着実に進める必要がある。

(オ) 公務員倫理の徹底

一部の職員による法令遵守意識に欠ける不祥事が見られ、県民からの信頼の低下が懸念されることから、誠実かつ公正に職務を執行するよう、改めて公務員倫理の徹底と意識向上を図る必要がある。

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成30年度は、係属案件無し。

4 職員に対する不利益処分についての審査請求の状況

不利益処分に関する審査請求

(1) 懲戒免職処分取消請求事件

- ア 申立年月日 平成 29 年 9 月 6 日
- イ 審査請求人 元高等学校教諭A
- ウ 処分の内容 懲戒免職処分を受けた。
- エ 処理状況 平成 30 年 10 月 3 日 修正裁決 (停職 1 年)

(2) 懲戒免職処分取消請求事件

- ア 申立年月日 平成 30 年 4 月 19 日
- イ 審査請求人 元町立小学校教諭A
- ウ 処分の内容 懲戒免職処分を受けた。
- エ 処理状況 平成 30 年 4 月 23 日 受理

(3) 懲戒免職処分取消請求事件

- ア 申立年月日 平成 30 年 9 月 12 日
- イ 審査請求人 元町立中学校主任A
- ウ 処分の内容 懲戒免職処分を受けた。
- エ 処理状況 平成 30 年 9 月 19 日 受理